

議案第 1 1 号

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、国が示す平成 3 0 年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取組に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年大口町条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1第4階層の項中「9, 200」を「6, 500」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
（単位：円）			（単位：円）		
各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額	各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額
階層区分	定義	（月額／人）	階層区分	定義	（月額／人）
第1階層	略	略	第1階層	略	略
第2階層	略	略	第2階層	略	略
第3階層	略	略	第3階層	略	略
	略	略		略	略
第4階層	略	略	第4階層	略	略
	市町村民税所得割課税額77,100円以下（ひとり親世帯等を除く。）	6,500		市町村民税所得割課税額77,100円以下（ひとり親世帯等を除く。）	9,200
第5階層	略	略	第5階層	略	略
第6階層	略	略	第6階層	略	略
備考 1～5 略			備考 1～5 略		

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

国が示す平成30年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取組を受け、年収約360万円未満相当の1号認定世帯の利用者負担額について、次のとおり負担軽減措置を拡大するものです。

2 改正の概要

- ・年収約360万円未満相当の1号認定世帯（ひとり親世帯等を除く。）の利用者負担額における負担軽減措置拡大

市町村民税所得割課税額が77,100円以下（ひとり親世帯等を除く。）の利用者負担額を2,700円引き下げ6,500円／月とします。

※1号認定とは、満3歳以上の小学校就学前子どもで、幼稚園、認定こども園（幼稚園枠）を利用している子どもをいいます。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。